第２４号議案

豊川市保育所条例の一部改正について

豊川市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成３１年２月２０日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市保育所条例の一部を改正する条例

豊川市保育所条例（昭和３９年豊川市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「統括園長又は」を削り、同条第２項中「（統括園長が置かれる場合に限る。）」を削る。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、保育所における職員体制の見直しに伴い、統括園長の職を廃止する必要があるからである。